

新型インフルエンザ等対策のための情報共有・伝達等訓練実施要綱（抄）

決定 平成26年1月9日

第1 目的

新型インフルエンザ等対策青森県行動計画¹に定める発生段階が「未発生期」から「海外発生期」に移行する時期において、新型インフルエンザ等の発生疑いまでの情報収集、情報提供・共有及び緊急時の連絡体系など、同計画に基づく手続き及び役割に関する業務遂行能力の向上を図るため、新型インフルエンザ等対策のための情報共有・伝達等訓練（以下「訓練」という。）を実施する。

第2 訓練実施内容及び実施日時・場所等

- (1) 新型インフルエンザ等対策に関する情報伝達等訓練（県、市町村、指定地方公共機関、保健所に対する政府対策本部の設置等の旨の連絡に係る訓練²）
（実施日時）平成26年1月21日（火）7：30～12：00
（実施場所）訓練参加者それぞれの執務室
（参加範囲）県（各部局、保健所）、県教育委員会、警察本部、市町村、指定地方公共機関
- (2) 新型インフルエンザ等対策に関する情報共有等訓練（青森県健康危機管理庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）における各部局との情報共有及び対策本部設置準備³に係る訓練）
（実施日時）平成26年1月22日（水）8：30～11：00
（実施場所）訓練参加者のそれぞれの執務室及び県庁北棟5階A会議室
（参加範囲）県（各部局）、県教育委員会、県警察本部

第3 訓練実施者等

訓練は、保健衛生課が実施するものとし、①保健衛生課長を進行管理者として、②国からの連絡を受理し各関係機関に連絡する者、③国や国際機関等から情報収集し必要に応じて庁内連絡会議の開催等をする者で編成して行う。また、訓練にあたり、関係課からの協力を得ながら実施する。

¹ 県では、特措法第7条第1項に基づく都道府県行動計画として、平成25年11月15日作成。

² 政府が行う「平成25年度新型インフルエンザ等対策訓練」（1）政府全体訓練（1）新型インフルエンザ等対策本部（政府対策本部）運営訓練、（2）「都道府県」・「指定地方公共機関」への連絡訓練から構成される）において、連絡訓練での情報提供を受け、政府全体訓練と同日に行う訓練（政府全体訓練に連携した訓練）の位置付けとしている。

³ 新型インフルエンザ等対策青森県行動計画（P.38）－海外発生期（1）実施体制（1）-1 実施体制①において、「県は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合で、国が関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催した場合は、関係部局、関係機関等と情報の集約・共有を行うとともに、青森県健康危機管理庁内連絡会議を開催し、県対策本部の設置について準備する。（健康福祉部、その他全部局）」とされている。

第4 訓練方法

新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となる感染症に関して、国からの連絡内容の各関係機関等への情報伝達システムを確認する訓練及び事前に情報収集した内容の情報共有システムを確認する訓練とする。

第5 訓練想定

(1) 第2(1)における想定

別紙1「訓練の前提となる一般的状況（想定）」＜国版＞のとおりとする。

「平成25年度新型インフルエンザ等対策訓練」において前提となる、国が示す想定のこと。主にWHOにおいて国際的な公衆衛生上の対応について一定の方針を示す前後の状況を示す。

(2) 第2(2)における想定

別紙2「訓練の前提となる一般的状況（想定）」＜県版＞のとおりとする。

「新型インフルエンザ等対策のための情報共有・伝達等訓練」において前提となる、県が示す想定のこと。主にWHOにおいて国際的な公衆衛生上の対応について一定の方針を示す直前までの状況を示す。

第6 参加機関

県、県教育委員会、県警察本部、市町村、指定地方公共機関

※ 「第5 訓練想定」の別紙1、別紙2は省略